

告示

埼玉県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
社会医療法人至仁会 日高日生病院	日高市高萩一六一九	平成三十一年二月二十八日
徳島内科クリニック	所沢市久米一五六九―一	平成三十一年一月三十一日
医療法人社団彩恵会 今井内科クリニック	秩父市中宮地町四―三〇	平成二十九年五月二十一日
おがわこどもクリニック	坂戸市千代田一―五―七	平成三十一年二月二十八日
医療法人社団フロンティア 春日部ソフィア歯科	春日部市中央一―二―三 AXIA 春日部二F	平成二十七年八月三十一日
医療法人耀成会 柏原歯科医院	大里郡寄居町寄居字栄町九五七―七	平成三十年十二月三十一日
医療法人社団守心会 ワイズデンタル深谷	深谷市原郷二―二〇―四	平成三十一年二月二十八日

医療法人得慈会 平成歯科医院	坂戸市日の出町二―二	平成二十七年一月 三十一日
豊春セントラル薬局	春日部市増富本田耕地九六―九	平成三十一年二月 二十八日
みなみ薬局	富士見市ふじみ野東四―七―八VIA LE一〇一	平成三十一年二月 二十八日
アイリス調剤薬局 ふじみ野店	ふじみ野市亀久保一八一―一―六	平成三十一年二月 二十八日
たかさか薬局	東松山市西本宿一六九五―二	平成三十一年一月 三十一日
みのやま薬局	秩父郡皆野町皆野二四九五―三	平成三十一年二月 二十八日
ノエル薬局	蓮田市井沼九八八―三	平成三十一年二月 二十八日

二 指定施術機関

氏名	関 正夫	
住所		
施 術 所	名称	せき整骨院
	所在地	東京都品川区東大井 五―四―一九 三井第 三ビル二〇二
廃止年月日	平成二十九年十二 月十七日	